

## 扶養認定に係る補足説明

### 法律による根拠

#### 健康保険法 第三条（定義）

7 この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者は、この限りでない。

1. 被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。以下この項において同じ。）の直系尊属、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、子、孫及び弟妹であつて、主としてその被保険者により生計を維持するもの
2. 被保険者の三親等内の親族で前号に掲げる者以外のものであつて、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの
3. 被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であつて、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの
4. 前号の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であつて、引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの

#### 健康保険法施行規則

##### （被扶養者の届出）

**第三十八条** 被保険者は、被扶養者を有するとき、又は被扶養者を有するに至ったときは、五日以内に、次に掲げる事項を記載した被扶養者届を事業主を経由して厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない。

- 一 被扶養者の職業、収入、住所、氏名、性別、生年月日及び被保険者との続柄

## 二 被扶養者が被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫及び弟妹以外の者であるとき

は、同一の世帯に属した年月日及び扶養するに至った理由

## 2 前項に掲げる事項に変更があったときは、その都度、事業主を経由して厚生労働大臣又は健康保険組合に届け出なければならない。

### 用語・定義説明

#### 「主として」生計を維持している状態とは

生計費（遊行費・貯蓄等を含まない）の半分以上を被保険者によって維持されている状態  
一般的には一人当たり 6 万円～11 万円程度／月（地域・家族構成による）と見る  
→当組合の場合、配偶者については他の家族より協力関係が深いと考えているため、  
被保険者の手取り額の 1/2 以上であっても、ほぼ不問としている。

※例：被保険者 標月 26 万 賞与年間 65 万→年収約 377 万円（手取りを 7 割として考えると約 264 万円）で、妻が年収 130 万円近くになると、単純な金額で見た生計維持関係は疑問が生じるが認定している

#### 被扶養者資格を付与する日についての原則

- ① 被扶養者資格の条件が成立した日（出生・死亡）
- ② 被扶養者異動届のあった日
- ③ 健康保険組合が被扶養者資格があると認定した日

#### 当組合での認定日・削除日の運用

- ① 被扶養者資格の条件が成立した日（特に出生・死亡、収入変動は月内であれば遡り）
- ② ①以後の被扶養者異動届の受付日（不足書類があった場合も基本的に当初受付日）
- ③ 健康保険組合が被扶養者資格があると認定した日

#### 《具体例》

- ・ 里帰り出産のため、子の増加届提出が遅れた  
…出生日から認定。ただし 3 ヶ月以上遅れた場合には遅延理由書を添付。
- ・ 結婚した妻の増加届提出が遅れた  
…転居・新婚旅行などがあった場合は多少考慮。基本的には遡らない。
- ・ 退職・収入減少した妻の増加届が遅れた  
…まずは異動届など出せるものを先に提出してもらおう。離職票発行などは考慮。  
単純に忘れていた場合は月をまたいで遡らない。
- ・ 就職や収入増加による削除（基本的に事由発生日に遡る）  
…①直ちに（当月内）申し出た場合…申出日にて削除（年度始まりの場合口頭再確認）

②申出までに時間経過していた場合…加入健保証写しや給与明細にて削除日確認

③扶養認定調査開始後に申出の場合…申出日に関わらず②の確認

※調査を受ければ 1/1 削除となるはずの方が申出日(仮)まで削除されずに済むことを防ぎ公平を期するため

④扶養認定調査によって再認定否認の場合

a.提出書類から見て前年より収入超過が続いていた場合…当年 1/1 削除

b.現時点で「主として」生計維持が認められない場合…9/1 削除

### **運用ルールを定めた背景**

子の出生・家族の死亡は戸籍の通例（出生届の提出期限＝14 日など）に則って行うことが望ましいとされている。それ以外については法律で事由発生から 5 日以内の届出が義務付けられていることから、それより遅くなった異動届についてどのように運用するかは各健康保険組合の裁量の範囲である。

当組合では被保険者が必ずしも適正な時期に届出を提出できる事例ばかりではないこと、また、全国に事業所がまたがっている事から、事業所担当者からの事前相談があった件については多少の遅延を救済する場合もある。

ただし、単純に被保険者本人の手続き遅延である場合には考慮しない。

なお、当組合で扶養認定調査を行った場合、本来削除すべきであった日を追及することなく当年 1 月 1 日を持って削除とするが、被保険者が自身の被扶養者の収入を把握出来ずにいたことにより本来の削除すべき時期より実際の削除日が遅くなる可能性がある。

その場合、届出の義務を理解して適正な時期に削除届を提出した方と比べて保険料負担などが不公平であるとも考えることも出来る。

そのため、次回扶養認定の申請をする際には客観的な証拠として公的な収入証明（市町村役場発行の課税・非課税証明書）によって確かに扶養認定条件を満たすことを確認できるようになってからとしている。収入と必要書類については S52.4.6 の保発第 9 号・庁保発第 9 号により、例示されている。なお、必要書類については保険者判断による。（健保連講習会より）

課税・非課税証明書が新年度で発行できるのは翌 6 月であるため、実質的には当年 1/1～翌 6/1 までが非認定期間となる。（ただし、その間に退職等の場合は事実を確認の上認定する）

### **以下の証明書類だけでは十分な内容だと認めない理由**

源泉徴収票…証明した勤務先での収入しか反映されないため。

W ワークその他により再認定後遡り取り消しとなった例があったため。

地方税徴収票…確定申告後の再調整で変更となる場合があるため。

確定申告書写し…電子申請の場合は控えに税務署の押印も無く、申告内容が全て決定内容となるわけではないため。

年金裁定通知…たとえそれが当年度のものであったとしても、その他の種類の年金を受給してないとは言い切れず、また、改定の可能性もあるため。

※上記の理由から、通常の新規認定時、また、認定調査の際も全ての証明に課税・非課税証明書を添付するよう周知している。

※本来は削除日、認定日ともに全て事由発生時に合わせるのが理想であるが、再調査等を含めると現実的ではないため、ある程度の線引きとして運用ルールを定めた。

もしこのルールを変更する場合にはそれに伴い利益、不利益を得る事例を想定し、調整が必要である。単純に認定の可能性のみを広げるのは公平を損なう。